

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

(廃棄物対策課) 六五五^ハ

告示

道路の位置指定の廃止

(建築指導課) 六五六

公示

公共測量の実施

(用地課) 六五六

規則

第二千五百九十一号
平成二十六年十月二十一日

(火曜日)

岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第九十一号

岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例施行規則(平成十九年岐阜県規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表第二九の項中「溶融スラグ、廃ガラス、セメントコンクリート再生骨材又は陶磁器くずを使用したコンクリート二次製品にあつては、結合材を除く原料の一〇パーセント以上使用していること。」を「伐採木、剪定枝又は刈草の未利用材を原料として使用した舗装材にあつては、結合材を除く原料として七〇パーセント以上使用していること。陶磁器くずを原料として使用したコンクリート二次製品にあつては、結合材を除く原料として一〇パーセント以上使用していること。」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

岐阜県告示第五百九十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置の指定の廃止を、岐阜・西濃建築事務所長が次のとおり認定したので、岐阜県建築基準法施行細則（昭和二十六年岐阜県規則第九号）第十二条第二項の規定により告示する。

平成二十六年十月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

揖斐郡池田町八幡字中河原二二三番一四	位置	幅員 （メートル） 六〇〇	延長 （メートル） 四九・八	廃止番号 岐阜建築第九一號	年月日 平成二六・一〇・二〇
--------------------	----	---------------------	----------------------	------------------	-------------------

公示

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（水準測量）

三 作業期間

平成二十六年十月十四日から
同二十七年三月二十日まで

四 作業地域

大垣市、羽島市、瑞穂市、本巣市、海津市、羽島郡岐南町、羽島郡笠松町、養老郡養老町、安八郡神戸町、安八郡輪之内町、安八郡安八町、揖斐郡大野町

平成二十六年十月二十一日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社